

岩手県告示第48号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年12月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社田中砕石所
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市安比字堰代1番地2
 - ウ 代表者の氏名 戸澤重夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4545号
 - (3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年12月13日付けで土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年12月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ユートー
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目1番4号
 - ウ 代表者の氏名 臼井清
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6754号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年12月2日付けで管工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年12月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 トーア塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市明神平117番地3
 - ウ 代表者の氏名 高橋昂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9119号
 - (3) 処分の内容 大土工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年12月2日付けで大土工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年12月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東日本開発
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市堤ヶ丘二丁目2番42号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第50079号

(3) 処分の内容 とび・土工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年12月12日付けでとび・土工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年12月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 明和フォレストック有限会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字箸塚34番地

ウ 代表者の氏名 安倍和明

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第60116号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年12月15日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。